

## 令和元年度第2回米子市指定管理者候補者選定委員会 会議概要

1 日 時 令和元年10月21日(月) 午後2時開会

2 場 所 米子市役所本庁舎3階 第2応接室

### 3 出席者

#### 委員

細田委員長、入江副委員長、荒木委員、大谷委員、北農委員、郡委員、林委員、湯浅委員

#### 所管部局

杉村経済部長、岡経済部文化観光局長、下高文化振興課長、文化振興課職員

#### 事務局

辻総務部長、瀬尻総務管財課長、総務管財課職員

### 4 会議概要

#### [1 開 会]

#### [2 委員長あいさつ]

#### [3 議 事]

##### (1) 指定管理者候補者案(選定委員会諮問案)の審議

###### 【米子市文化活動館】

所管部局の経済部文化振興課が、指定管理者候補者案(選定委員会諮問案)の選定過程などを説明した。

###### 【質疑等】

(林委員) この会議の資料を読ませていただきまして、今の説明を聞いて資料の評定票は納得しました。今の説明でもありましたが、A社は今、施設を管理しておられますので、やはり点数は高くなるなという気はします。

両社の管理体制を見て利用者の利便性を考えたとき、A社の方が良いなという気がします。A社の管理体制、B社の管理体制が出ているが、これを見ると実質的に仕事をするのは4人、A社の方はこれに加えて応援職員を出したり、また館長は社長になっているので、この方が責任を負って副館長以下4人で実質的に働くことができるような気がします。それに対してB社の方は館長さんが責任の立場で働く方は副館長含め3人というのはちょっと少ないのではないかなと。そうすると利用者にとってはA社の方が良いかなという気がします。

もう一つは人件費が、年々アップしていくA社、それに対しB社は上がらない。金額的にはそう変わりはないかも知れないが、(年々上がる方が)職員のモチベーションがアップすると思うので、利用者にも良いのではないかなと。

私は提案に賛成いたします。

(入江委員) 私も内容としてはA社が面白いなというのがいくつかありました。

一つは壁面。壁面を今暗いので高校生が塗り直したりとか、これは施設所有者

の米子市の許可も求めるという話がありました。私もあの辺りを通りますが、確かに見た感じちょっと壁面の汚れもありますし、薄暗いところもありますので、(施設を)管理されてこられての発想だと思いますので、是非していただければ良いかなと。

もう一つは、井戸を掘るという話があり、これも許可をとってということでしたけれど、おそらくあの辺りは(井戸を)掘れば(水が)出ると思います。ポンプのしっかりしたスプリンクラーなどであれば結構な水撒きの手間が省けると思いますので確かに有効なことかなと。

利用料金制に変わること今まで無料だった教室が有料になるとどうなるかなど、気になるところはあります。誰も分からないことですが、そういった未知の部分がありますので、頑張っていたきたいと思います。

教室の参加者の方へのアンケート等で、公の施設の利用者のニーズを把握し、情報として作ってもらえるような体制を取れると良いなと思います。

(所管部局) 修繕と井戸と利用料についてのご意見と承りました。

まず修繕につきましては、現在、A社に管理いただいておりますが、平成30年度の実績としまして、玄関前のコンクリートの補修、駐車場の白線の引き直し、部屋が明るくなるように且つ省エネ・経費削減として蛍光灯をLEDに変えるなど、利用者の身になった修繕を実施しておられます。令和元年度はまだ決算までいってないですが、現状では建物周辺の花壇をきれいにされたり、利用者の声をお聞きする対応をいただいております。そういった実績を積み上げて管理いただいております。

井戸の件ですが、この提案書の内容について担当者と何度もやり取りをしております、その中でこの井戸の件についても話しまして、あまり高額じゃなく井戸が掘れて機械設置や、水撒きをしても経費削減になるというのも聞いています。発想や提案はすごく良いとは思いましたが、現実にとどこまでしていただけるのかについてはもう少し自信が持てなかったものですので、加点の対象とまではどうかと考え、両社とも「普通」評定としました。しかし、経費節減等に関しては様々なアイデアを持っているのはA社の方ではないかと判断しております。

利用料につきましても、本件の事業計画書の中で有料にしても良いかというアンケートを実施したとあり、多分高額な料金設定はされないと考えていますが、料金設定される際には、本市と連絡を取り合って、適正な金額であるというのを行政的に確認した上で設定していただければと考えています。

(北農委員) 私もA社優先ということには賛成で、特に(両社の)点数に差がついているのが、選定基準の2番の「施設の効用最大限」で大きな差がついていて、細かく見ると、2の(3)「自主事業計画書の内容」の項目。両社の自主事業計画書があって、B社の方を見ると、B社の提案する自主事業計画書に関しては、特に米子でなくてもできる文化ではないか、どこの地方でもできるようなことが書いてあるという印象。A社の方を見ると、体系がまず4つに分けられていて、それぞれを分類分けされている。特に伝統文化の継承発展に資する事業ということで弓浜かすり、この項目に関してはまだ1項目しかないですが、こうして分けられていることで今後もこの伝統文化の継承発展に資する事業の何かを提案してくれるかもしれないという、期待も込めてこの点数がついているというのは納得しました。

(所管部局) ご意見の中でB社の提案内容は米子でなくともできるのでは、というところにつきまして、補足でもないですが、松江駅を出てすぐに松江テルサというのがあ

ります。B社は、そちらで同様のこのような教室をされておられまして、「任せていただければノウハウは十分ありますのでもっともっと人を呼んで」という発言も事業者からありましたが、米子以外でもできるのではないかという委員さんのご意見は確かに言われるとおりでなと理解したところです。

弓浜かすりの関係ですが、この施設はがいな太鼓の活動拠点・練習拠点でもあり、また（境港市に）韓国・ロシアのフェリーが来航するという部分に着目されて外国語会話教室と料理教室をすることにより、日本を訪れる外国人への地域住民の意識の向上という部分を考えておられるのと、弓浜かすりが外国人受けするようになって外国人も訪れたり、がいな太鼓の練習風景を見られるなど旅行で外国人が日本を訪れるのに役に立つのではないかというA社の思いもあり、観光振興というところを非常に理解頂いているというところで加点をしております。

（湯浅委員） 市の選定基準の評定票のとおりでよろしいと思います。B社は大きな会社で、米子だけではなく全国的に健康福祉センターなどの管理をされていて、社会貢献もされていますので、安心感は確かにあると思いますが、逆に言うところでも同じと言いますか、そのような感じがします。それに比べるとA社は創業以来米子で40年と言っておられますが、米子市の事を非常によくご存知だと思えますし、今回の勤労青少年ホームから文化活動館に変わる趣旨を十分に理解されていると思えました。文化活動団体は個性的でなければならないということを理解されていて、その点で弓浜かすりに着目されたということは、大きな加点のポイントだと思います。

もう一つ、予算案の関係で利用者増を図って利用料を上げることで収入を得て、それを人件費に上げていくという非常に積極的な考え方だと思います。今までは勤労青少年ホームだったために17時以降からの利用がほとんどだったけれども、この計画書の中にはウィークデーの午前中などについても、これから利用者を増やしていけるような取組みを考えていきたいというのがありますので、その辺りが非常に評価できるなと私は思いました。

（大谷委員） 私もA社が良いと思います。

文化振興ということですが、今現在こういう外国語会話の教室が開かれているということですが、今ベトナムの方が大変増えてきておられて、米子にどのくらいいらっしゃるのかわかりませんし、講師のことなどあるかもしれませんが、この教室の中にベトナム語あるいはベトナム料理などの教室も将来、取り入れていくとすればという気はします。

（所管部局） 今の委員さんのご意見、指定管理者が決まったときには、伝えさせていただきたいと思います。国際交流の関係で、たまたま本市には中国からと韓国の方がいらっしゃるってまして、そういった方に中国語会話教室・韓国語教室の講師をお願いしております。ベトナムについては現在のところ特にルートはありませんが、この文化活動館が今後経験を重ねていく中でそのようなルートが見つければ、委員さんが今言われたことは非常に大切なことだなと感じたところです。評価とは別かも知れませんが、指定管理者が決まりましたら事業者に伝えたいと思います。

（荒木委員） 私もA社で良いと思います。現在管理しておられるということで、具体的な提案が盛り込んであったので良いと思います。利用者のニーズも盛り込んであると感じました。広報活動という観点からも予算書に印刷製本費などの予算を上げて

おられますので、広報活動も積極的に取り組んでいかれるのではないかと感じました。

(郡委員) 客観的に評定の結果がどう出るかというところだと思いますが、取り組みの計画を見ていると、例えば、A社の方は、館長さんを非常勤で社長さんとして責務を負って現場が回せるような形で人員配置をされている、それから施設管理担当を置かれるというところが利用者の立場に立った体制で運営されるのではないかなど。それに対してB社は、施設が古くて修繕が見込まれるということを理解はされていますが、経費的には管理経費が固定というところを見ても、実現可能性についてはどうなのかなど考えました。ここを修繕料と市の方に直接直してくれという発想も出てくるのかなど、その辺が心配なところがあります。実際の利用者、丁寧な形での運営というものはA社の方がよく考えておられるのではないかなどと思いました。

(委員長) 私もそれぞれ(事業計画書等を)見させていただいて、現に管理されている方の厚みがあるのかなどと思いました。資料を見たのと説明いただいた中で「普通」というこの評定の幅が非常に長くて、同じ「普通」の中でも優れているに近いものも劣っているに近いものも評定は同じく「普通」とはなりますが、点数以上にA社の方が良かったのかなど感じました。

そういったしますと、委員全員A社が良いということですので市が提示された指定管理者候補者案を承認することとしてよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし

(委員長) それでは、この指定管理者候補者案を承認することといたします。

#### 【審議結果】

選定基準に基づく市の評定結果に異議はなく、市の評定どおり候補者案が承認された。

#### (2) 答申案の協議

答申書の事務局案を提案し、協議が行われた。

#### 【質疑等】

特になし。

#### 【協議結果】

審議結果に基づいて作成した答申書の事務局案について、異議なしと決定された。

#### [4 その他]

来年度会議の開催予定について、令和2年10月に53施設の指定管理者の選定のために会議の開催を予定していることが確認された。

#### [5 閉会]